

三次市老朽危険建物除却促進事業補助金のご案内

老朽化した危険な空き家で、近隣や道路に被害を与えるおそれがある「老朽危険建物」の除却工事費の一部を助成します。

対象建築物

「老朽危険建物」と認定された建築物

- ① 三次市に存在する不良住宅で空き家になっているもの
- ② 戸建て住宅、併用住宅（居住部分が2分の1以上あること）
- ③ 「住宅の不良度判定基準」かつ「周辺への危険度判定」の基準を満たしたもの

補助額

補助対象工事に要する経費の**3分の1（最大50万円）**

※消費税込み。※補助対象事業費は、国の指定する㎡単価以内とします。

補助対象者

- ① 老朽危険建物の**所有者**（土地所有者が違う場合は同意書が必要です。）
- ② 老朽危険建物の**法定相続人**（相続関係の代表者となる確約書が必要な場合があります。）
- ③ 老朽危険建物が存在する**土地の所有者**（老朽危険建物の所有者の同意が必要です。）
※市町村税及び三次市の徴収する料を完納していること。

補助対象外工事

- ① 老朽危険建物に付属する地下埋設物（老朽危険建物の基礎を除く。）の除却工事
- ② 建物内外の残置什器（家具等）の撤去費用
- ③ 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建物の除却工事

解体業者

建築工事業、土木工事業、解体工事業のいずれかの許可を得ている業者又は解体工事業の登録がされている業者による除却工事が必要です。

注意事項

補助金交付**決定前に契約・着手**された場合は、補助の**対象になりません**ので、ご注意ください。

問い合わせ先

三次市建設部 都市建築課 建築指導係（本館4階）
電話 0824-62-6385 FAX 0824-62-6166
メール toshikenchiku@city.miyoshi.hiroshima.jp

スマホで読み取りメ



ールできます

【手続きの流れ】

申請書様式 市役所ホームページに掲載
(老朽危険建物除却促進事業関係)

申請書様式はこちら



① 認定申請

- ・「老朽危険建物認定申請書」を提出してください。

認定条件にあてはまる場合、「認定通知書」を交付します。

② 補助金交付申請

- ・「補助金交付申請書」を提出してください。
事業実施計画書，位置図，建物の登記事項証明書，認定通知書の写し，工事の見積書，工事業許可書の写し，居住地の税金完納証明，料の納付状況照会承諾書などが必要です。

交付条件にあてはまる場合、「決定通知書」を交付します。

③ 工事の実施

- ・解体工事を実施してください。
※必ず補助金交付の決定後に契約・着手してください。

④ 事業完了報告

(2月28日まで)

- ・「事業実績報告書」を提出してください。
・請負契約書(写)，領収書(写し)，廃棄物に関するマニフェスト(E票写し)などが必要です。

工事が実施されたことを確認した後、「確定通知書」を交付します。

⑤ 請求

- ・補助金の「請求書」を提出してください。
振込の口座は、申請者本人名義のものに限ります。

指定の口座へ補助金を振り込みます。